

答 申 第 75 号

平成13年7月2日

千葉県教育委員会

委員長 免 出 都司夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴 岡 稔 男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成9年2月20日付け教総第600号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成9年1月4日付けで異議申立人から提起された、平成8年11月14日付け教高第513号で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、別表に掲げる①ないし④に記録された高等学校名(④に記録された高等学校の電話番号を含む。)、③及び④に記録された高等学校長名及びその印影を公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成8年11月14日付け教高第513号で行った「平成9年度マレーシア政府派遣留学生予備教育派遣教員の推薦について(回答)」(以下「本件文書」という。)の公文書部分公開決定(以下「本件決定」という。)の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- ア 平成8年12月20日付け教高第601号及び同日付け教高第604号において、派遣教員の勤務高校名を公開しているにもかかわらず、本件決定で非公開としている。
- イ 本件決定で非公開とした部分を原則公開の精神に照らし公開すべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)による廃止前の千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。)第11条第2号該当性について

- ア 非公開とした部分について、個人の氏名、住所等は特定個人を識別できる情報であり、その他の非公開部分については、高等学校名を除き、特定個人の趣味や志望理由、資格、学歴といった情報が記録されており、本号本文に該当する。
- イ アで本号本文に該当するとした情報は、「法令等の定めるところにより、何人でも

閲覧することができる情報」には当たらず、ただし書イに該当しない。

ウ 本件文書は、文部省における派遣教員選考の必要性から、個人の経歴、家庭状況、健康状況、校長の評価等個人の情報について回答したものであり、「実施機関が作成し、又は収受した情報で公表を予定しているもの」には当たらず、ただし書ロに該当しない。

エ 本件文書は、ウのとおり文部省における派遣教員選考の必要性から、個人の情報について回答した文書であり、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成したものとは認められず、また、本件文書を公開することにより公共の安全が確保されるといった公益上の必要も認められないので、ただし書ハに該当しない。

## (2) 旧条例第11条第7号該当性について

ア 本件文書の段階では、派遣教員の候補者を決定しただけであり、最終的な意思決定が終了していないので、意思形成過程における情報である。

イ 部分公開決定を行った時点では、最終的に派遣教員として決定されておらず、また、文部省の選考により派遣教員とならない場合もあり、行政情報としては未成熟な情報である。これを公開することは、県民に対し誤解や混乱を与えるおそれがあり、文部省の意思形成に著しい支障があると判断したものである。

ウ また、この時点で情報を公開することは、国との協力関係又は信頼関係が損なわれ、将来の同種の事務事業の意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると判断したものである。

エ 派遣適任者の調査を1つの目的として、各校からヒアリングを行っているが、推薦の段階で高等学校名が公開されることによって、なぜ当該高等学校から推薦したのかという問題が生ずる。

## 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件文書について

本件文書は、文部省からの推薦依頼を受け、実施機関が国にマレーシア政府派遣留学生予備教育派遣教員を推薦するための回答文書であり、次の5つの文書から構成されている。

ア 送付文

イ 平成9年度マレーシア政府派遣留学生予備教育派遣教員推薦者名簿

ウ マレーシア政府派遣留学生予備教育派遣教員推薦書

エ マレーシア政府派遣留学生予備教育派遣教員選考調査書

オ 履歴書

(2) 本件文書の非公開部分について

本件文書のうち、実施機関が非公開とした情報は、別表記載の事項であり、実施機関は派遣候補者として推薦される教員の勤務する高等学校名を除く情報を旧条例第11条第2号に該当するとし、そのすべてが同条第7号に該当するとしている。

(3) 本件決定に対する審査について

異議申立人は、平成8年12月20日付け教高第601号及び同日付け教高第604号において教員の勤務高校名が公開され、本件決定で非公開とされた点につき主張するが、当審査会ではあくまで本件決定における非公開部分の非公開条項の該当性につき判断するものである。

(4) 旧条例第11条第2号該当性について

実施機関は、非公開とした部分について、派遣候補者として推薦される教員が勤務する高等学校名を除き本号該当性を主張する。しかしながら、別表中③及び④に記録されている高等学校長名及びその印影（以下「高等学校長名等」という。）は、高等学校名と密接不可分である情報と認められるので、高等学校長名等の本号該当性についての判断は留保し、実施機関の主張する高等学校名の旧条例第11条第7号該当性を検討した後に検討するものとする。

ここではまず、実施機関が本号該当により非公開とした部分のうち、高等学校長名等を除いた部分の本号該当性について検討する。

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

(7) 別表中①ないし④の文書において、実施機関が非公開とした部分（高等学校名及び高等学校長名等を除く。）には、派遣候補者として推薦される教員を直接識別できる氏名、住所等の情報が記録されているほか、その教員に対する評価、資格、学歴といった個人に関する情報が記録されており、これらは本号本文に該当する。

(4) 別表中⑤の文書は文書全体が個人に関する情報であり、本号本文に該当する。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

ア(ア)及び(イ)で本号本文に該当するとした情報は、「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」には該当しないので、ただし書イに該当しない。

次に、「実施機関が作成し、又は收受した情報で、公表を目的としているもの」に該当するかどうかであるが、公表を目的としているものではなく、ただし書ロに該当しない。

さらに、「法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は收受した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」にも該当しないので、ただし書ハにも該当しない。

ウ したがって、ア(ア)及び(イ)の情報は、本号に該当すると判断する。

(5) 旧条例第11条第7号該当性について

実施機関は、非公開とした部分がすべて旧条例第11条第7号に該当すると主張する。しかしながら、(4)において同条第2号に該当すると判断した情報については、その余の非公開条項該当性について検討するまでもないので、ここでは、実施機関が同条第7号該当性のみを主張する高等学校名について、本号該当性を検討する。

ア 旧条例第11条第7号前段該当性について

本件決定の時点では、派遣候補者として教員が推薦されたのみであり、国において最終的な決定がされていない状態であって、最終的な意思決定がされていないと認められるので、本号前段に該当する情報である。

イ 旧条例第11条第7号後段該当性について

(ア) 実施機関は、派遣教員が最終的に決定されていない未成熟な情報を公開することにより県民に対し誤解や混乱を与えると主張する。

しかしながら、派遣候補者となった教員が勤務する高等学校名が明らかになることによって県民の間に誤解や混乱が生ずるとは認められない。

(イ) また、高等学校名を公開することによって、国との協力関係や信頼関係が損なわれ、又は推薦を目的としたヒアリングを実施するという将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

(ウ) したがって、高等学校名(別表中④に記録されている高等学校の電話番号を含む。)は本号に該当しないと判断する。

(6) 高等学校長名等の旧条例第11条第2号該当性について

ここでは、(4)において判断を留保した高等学校長名等について本号該当性を検討する。

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

高等学校長名等は、「個人に関する情報であつて特定個人が識別され、又は識別され得る情報」であるので、本号本文に該当する。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

(5)において、高等学校名は旧条例第11条第7号に該当せず、公開すべきものと判断した。この場合、当該高等学校からの公文書の発信者としての高等学校長名等の情報は、県の組織に関する情報として県民に明らかにされるべきものであると考えられ、県民が知り得ることが予定されている情報とみるべきである。したがって、ただし書ロに該当する情報であると判断する。

ただし書イ又はハの該当性については判断するまでもない。

(7) 結論

以上のとおり、本件文書で実施機関が非公開とした部分のうち、別表中①ないし④に記録された高等学校名（④に記録されている高等学校の電話番号を含む。）は、旧条例第11条第7号には該当せず、また③及び④に記録された高等学校長名及びその印影は、旧条例第11条第2号ただし書ロに該当するので、公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

実施機関が非公開とした部分

番号	文書名	非公開部分
①	送付文	候補者氏名、高等学校名
②	平成9年度マレーシア 政府派遣留学生予備教 育派遣教員推薦者名簿	氏名等欄のうち氏名、ふりがな、生年月日、年齢、 高等学校名、学校における役職名、推薦理由欄
③	マレーシア政府派遣留 学生予備教育派遣教員 推薦書	志望者氏名欄、校長の推薦理由欄、教職に対する態 度欄のうち生徒に対する指導力、教職に対する熱意 及び校務の処理それぞれの評価並びに特記事項、服 務に対する態度欄のうち責任感、協調性、積極性、 研究心、規律、適応性それぞれの評価並びに特記事 項、研修に対する態度欄、その他の欄、高等学校名、 高等学校長名及びその印影
④	マレーシア政府派遣留 学生予備教育派遣教員 選考調査書	氏名欄、生年月日欄、性別欄、現住所欄、本籍地欄、 所属学校名欄（電話番号を含む。）、最終学歴欄、 教職歴欄、取得免許状欄、外国語及びクラブ活動等 欄、特技欄、趣味欄、自動車運転免許欄、健康状態 欄、既往症欄、家族状況欄、管理職等経験欄、過去 5年間の校務分掌等状況欄、過去5年間の研修状況 欄、志望理由欄、志望者氏名及び印影、所属学校名、 所属学校長名及びその印影
⑤	履歴書	全部

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
9. 2. 20	諮問書の受理
9. 11. 26	審議（第81回審査会）
11. 1. 29	実施機関の理由説明書の受理
11. 11. 24	審議（第102回審査会） 実施機関から非公開理由の聴取
13. 4. 25	審議（第122回審査会）
13. 5. 23	審議（第123回審査会）

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
岡部 文彦	弁護士	
鶴岡 清	千葉日報社取締役名誉相談役	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
藤井 俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成13年5月23日現在)